介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類一覧

介護老人福祉施設

提出書類

介護給付費算定届連絡先

- (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書く指定事業者用>
- (別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

_{又拨} , 事 項						
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
地域区分	・なし					
施設等の区分	・なし					
LIFEへの登録	・なし					
夜間勤務条件基準	・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式 1) ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績 ※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績					
職員の欠員による減算の状況						
ユニットケア体制	①平面図(別紙 6) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式 1) ※算定を開始する月の勤務予定表					
身体拘束廃止取組の有無	・なし					
安全管理体制	・なし					
高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし					
業務継続計画策定の有無	・なし					
栄養ケア・マネジメントの実施の 有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙38)					
日常生活継続支援加算	①日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙37) ②日常生活継続支援加算算定表 ③勤務体制および勤務形態一覧表(標準様式1) ※届出月の前3月間の勤務実績表 ④介護福祉士登録証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出 する場合は、添付不要。					
テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	①テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に 関する届出書(別紙37-2) ②要件を満たすことが分かる議事概要					

看護体制加算(I)	①看護体制加算に係る届出書(別紙25-2) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③看護師の資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出 する場合は、添付不要。			
看護体制加算(Ⅱ)	 ①看護体制加算に係る届出書(別紙25-2) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③看護職員の資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ④24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し) 			
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)	①夜勤職員配置加算算定表 ②夜勤職員配置加算算定表(別紙) ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※届出前月の勤務実績表			
夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)	夜勤職員配置加算(I)(II)の添付書類に加え、 ④喀痰吸引等の特定行為を行うことができる資格を証する書類の写し(喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置する場合) ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録通知書の写し			
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	・テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る 届出書(別紙27) ※【配置要件2の場合】 ・要件を満たすことが分かる議事概要			
準ユニットケア体制	①平面図(別紙 6) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式 1) ※算定を開始する月の勤務予定表			
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	生活機能向上連携加算に係る届出書			

個別機能訓練加算	 ①勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ②機能訓練指導員の資格を証する免許証または資格証の写し(はり師、きゅう師については、実務経験証明書も必要) ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。(実務経験証明書は必要) ③機能訓練指導員に任じる辞令の写し、事務分掌表等 			
ADL維持等加算〔申出〕の有無	・なし			
若年性認知症入所者受入加算	・なし			
常勤専従医師配置	①勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ②医師資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出 する場合は、添付不要。			
精神科医師定期的療養指導	①認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占めることが確認できる資料(入所者名等の記載のないもの) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③精神科を担当する医師であることが確認できる資料 (資格証等の写し、経歴書等) ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。			
障害者生活支援体制(Ⅰ)(Ⅱ)	①視覚障害者等である入所者の数が所定数以上であることが確認できる資料 ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③障害者生活支援員の資格を証する免許証または資格証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。			
栄養マネジメント強化体制	①栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙38) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③管理栄養士・栄養士の資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出 する場合は、添付不要。			

療養食加算	・栄養士または管理栄養士の資格を証する免許証の写し			
配置医師緊急時対応加算	①配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙39) ②24時間対応できる体制を確保していることがわか る資料(配置医師と施設との間の取り決め、連携を図 る協力医療機関との契約書の写し等)			
看取り介護体制(I)(II)	①看取り介護体制に係る届出書(別紙34) ②24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し) ③看取りに関する指針 ④勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ⑤看護師の資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。			
在宅・入所相互利用体制	・在宅・入所相互利用計画、方針等			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	【(I)・(II)共通】 ①認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③認知症介護実践リーダー研修修了証の写し 【(II)の場合】 ④認知症介護指導者研修修了証の写し			
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	【(I)・(I)共通】 ①認知症チームケア推進加算に関する届出書(別紙40) ②要件を満たす研修を受講したことが分かる修了証			
褥瘡マネジメント加算	・褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙41)			
排せつ支援加算	・なし			
自立支援促進加算	・なし			
科学的介護推進体制加算	・なし			
安全対策体制	①安全対策体制に係る届出書 ②安全対策に係る外部における研修受講が確認できる もの			

高齢者施設等感染対策向上加算	・高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書					
(I) (Ⅱ) 生産性向上推進体制加算(I) (Ⅱ)	(別紙35) 【(I) (Ⅱ) 共通】 ①生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ②要件を満たすことが分かる委員会の議事概要 【(I)】 ①別紙28 加算 I の要件①に係る各種指標に関する調査結果のデータ					
サービス提供体制強化加算(I)	①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③サービス提供体制強化加算算定表 [別表](または職員の勤続年数がわかる書類) ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ④介護福祉士登録証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ④介護福祉士登録証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ②サービス提供体制強化加算算定表 ③サービス提供体制強化加算算定表 [別表] (または職員の勤続年数がわかる書類) ④勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※備考欄等で7年以上勤務者が誰か分かるように記載してください。					

介	、誰 在 田 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吕笙	.加.油	改善	加笛

○算定しようとする前々月の末日までに介護職員等処 遇改善加算等処遇改善計画書を提出する必要があり ます。

(注)

- 1. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
- 2. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。

算定の開始時期

- ・届出が受理された日が属する月の翌月から算定します。
- ・ただし、届出が受理された日が月の初日である場合は、当該月から算定します。

加算の要件を満たさなくなった場合

・<u>その旨を速やかに届け出てください。</u>この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から算定を行わないでください。